

介護職員等処遇改善支援補助金について

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

国の令和3年度補正予算に盛り込まれた、令和4年2月から同年9月分までの介護職員等の賃金改善を図るための補助事業については、厚生労働省から、別添のとおりリーフレット及びコールセンターの設置について周知されておりますのでお知らせします。

現在、大阪府において補助事業の準備を進めていますが、各介護事業者においても賃金引上げ等の準備が必要となることから、別添の厚生労働省のリーフレットと併せ、下記のとおりポイントをお知らせします。

なお、今後、本補助金に関する情報は、大阪府ホームページに掲載しますので、そちらを確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/syoguusienhojyokin/>

本補助金と現行処遇改善加算は違います！

介護報酬上の現行の処遇改善加算及び特定処遇改善加算は、本補助金とは別に例年通り実施されます。本補助金は、加算制度とは異なり、大阪府が実施主体となりますので、**府に各種申請書類などを提出していただきます。**

補助金交付の手続きについて

補助金の交付を受ける際の手続き、スケジュール等の概略をお示します。

- ①各介護事業者において、原則2月分からの賃金改善を実施（厚生労働省リーフレットA2,A3参照）
- ②2月分から賃金改善を行う旨の報告書を府へ提出
⇒報告書の様式を含め、**近日中に別途お知らせ**します。
- ③介護職員等処遇改善計画書を府へ提出（4月15日まで）
⇒計画書の様式を含め、別途お知らせします。
⇒現行処遇改善加算の今年度の計画書と同じ締切日です。
- ④賃金改善期間経過後、実績報告を府へ提出（11月以降）

※②～④とも運営法人単位で提出いただきます。（複数事業所を運営している場合は法人が取りまとめ）

※補助金の支払いスケジュールは厚生労働省リーフレットA5参照

補助金の額について

補助金の算定式は厚生労働省リーフレットA1を参照ください。

なお、算定式におけるサービス区分ごとの「交付率」は次頁のとおりです。

(問い合わせ先)
○制度全般について
介護職員等処遇改善支援補助金コールセンター
(厚生労働省設置)
電話番号 : 03-6812-7835

○手続き等について
大阪府福祉部高齢介護室 介護事業者課
E-mail : korei-kaizensienhojo@gbox.pref.osaka.lg.jp

<補助額算定式（1ヶ月分）>

ある月の総報酬×交付率 = 補助額

（総報酬 = 基本報酬 + 加算減算（処遇改善加算、特例処遇改善加算含む） × 1単位の単価）

サービス区分ごとの交付率

サービス区分	交付率
訪問介護	2.1%
夜間対応型訪問介護	2.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2.1%
（介護予防）訪問入浴介護	1.0%
通所介護	1.0%
地域密着型通所介護	1.0%
（介護予防）通所リハビリテーション	0.9%
（介護予防）特定施設入居者生活介護	1.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	1.4%
（介護予防）認知症対応型通所介護	2.1%
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	1.6%
看護小規模多機能型居宅介護	1.6%
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	2.0%
介護福祉施設サービス	1.4%
地域密着型介護老人福祉施設	1.4%
（介護予防）短期入所生活介護	1.4%
介護保健施設サービス	0.8%
（介護予防）短期入所療養介護（老健）	0.8%
介護療養施設サービス	0.5%
（介護予防）短期入所療養介護（病院等（老健以外））	0.5%
介護医療院サービス	0.5%
（介護予防）短期入所療養介護（医療院）	0.5%

注) 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を実施する事業所は、通所型は通所介護と、訪問型は訪問介護と同じとする。